

令和 5 年度有害鳥獣の捕獲状況について

1. 有害鳥獣対策の基本的な考え方

本県では、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・カワウについて、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、捕獲をはじめとした計画的な管理や対策を進めている。

※第二種特定鳥獣管理計画

生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲の拡大により、農林水産業被害等の人との軋轢が深刻化している鳥獣を対象とし、計画的に当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させることで、人との軋轢の軽減を目的とし、鳥獣保護管理法に基づき策定するもの。

(1)捕獲の区分

- ・許可捕獲・・・有害鳥獣の駆除や個体数調整の目的で許可を得て行う野生鳥獣の捕獲。
- ・狩猟捕獲・・・猟期(11/15～2/15)の捕獲。なお、本県では、平成 29 年度からニホンジカおよびイノシシについて、期間を 11/1～3/15 に延長している。

(2)第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

- ・ニホンジカ・・・第 4 次計画：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・イノシシ・・・第 3 次計画：令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・ニホンザル・・・第 5 次計画：令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- ・カワウ・・・第 4 次計画：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(3)生息数の調査

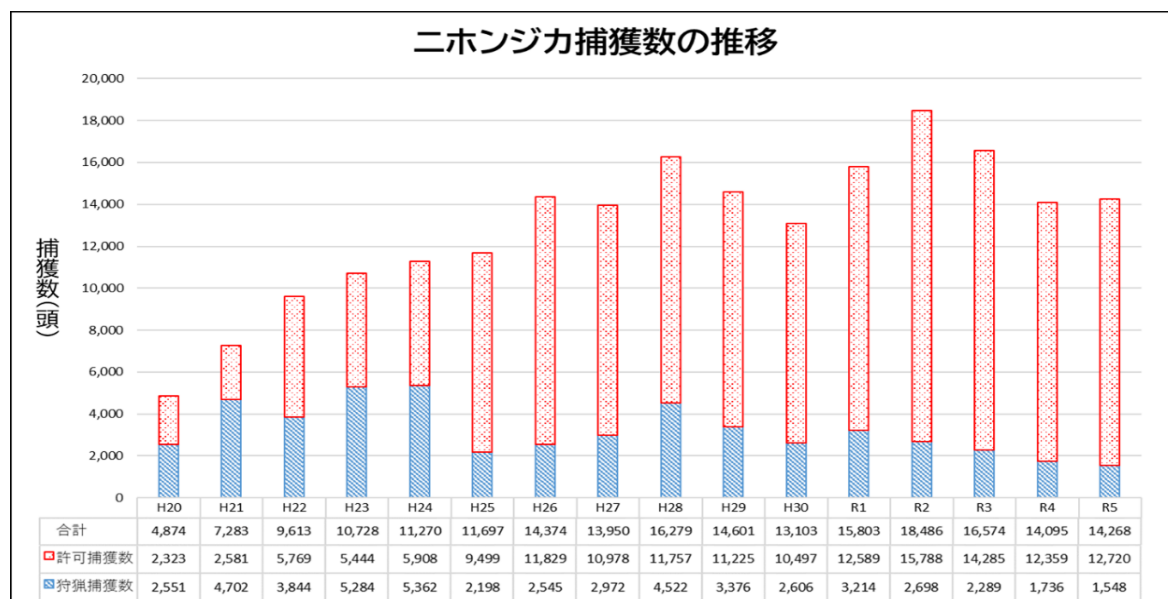
- ・ニホンジカ・・・5 年ごとに調査（特定計画策定時）
- ・イノシシ・・・年間変動が大きいため未実施。ハンターによる場所ごとの目撃数を毎年集計
- ・ニホンザル・・・3～4 年をかけて群れごとの調査を実施し、5 年ごとに集計（特定計画策定時）
- ・カワウ・・・毎年実施（関西広域連合による調査）

2. 有害鳥獣の捕獲状況

(1) ニホンジカ

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画では、令和元年度の生息数を 41,576 頭（中央値：90%信用区間 33,017～52,083 頭）と推定し、農林業被害の軽減のため、地域毎に捕獲目標を設定している。生息数を効果的に減らすために計画初期の目標値を高く設定し、終期に向けて目標値が漸減する計画であり、令和5年度の捕獲実績は 14,268 頭であった。

農林業被害に対しては、市町が実施する許可捕獲（有害捕獲）への助成を行うことで捕獲を推進している。また、アクセスの困難性などから捕獲条件の悪い高標高域等では、捕獲圧がかかりにくいことから、このような地域を対象に県による捕獲業務を実施している。

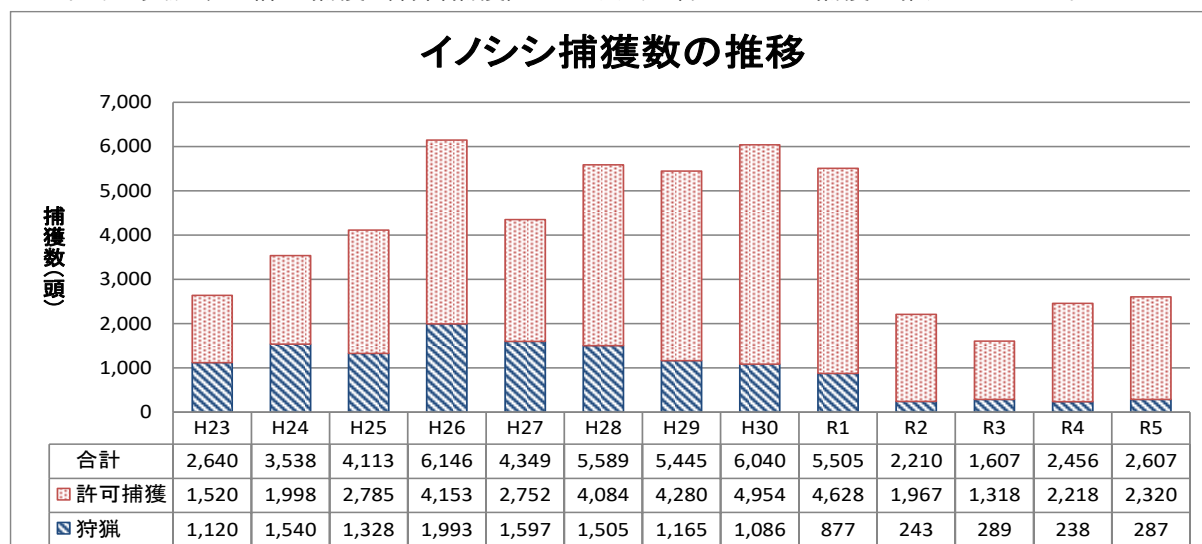


(2) イノシシ

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画では、1年という短い期間でも個体数の変動が大きく、生息数の推定が現実的に困難であるため、生息数の推定や捕獲目標数などの個体群管理の目標は設定していない。

令和5年度の捕獲実績は 2,607 頭となっており、近年は捕獲数が低位な状態であるが、これは豚熱 (CSF) の影響により、野生イノシシの生息数が一時的に減少しているためと推定される。

市町が実施する許可捕獲（有害捕獲）への助成を行うことで捕獲を推進している。



(3) ニホンザル

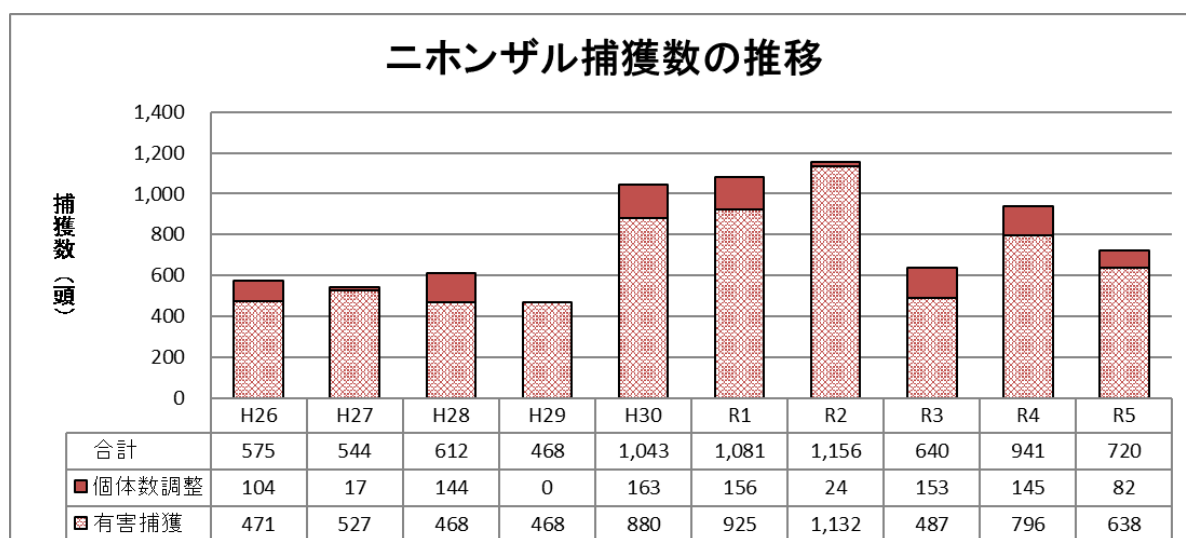
ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画では、モニタリング調査により県内のサルの群れの生息状況を把握することとしており、令和元年度から令和4年度までの4か年の調査により、本県には134群、約5,200頭が生息していると推定している。同計画では、群れごとに加害レベルを把握し、それに応じた対策を実施することとしており、令和5年度の捕獲数は720頭となった。

ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため、捕獲は全て市町が実施主体となる許可捕獲である。捕獲手法には悪質な特定の個体を捕獲する有害捕獲と、加害レベルの高い悪質な群れを対象に行う個体数調整（群れ捕獲）の2種類がある。個体数調整については、県で設置している検討会で意見を聴いた上で市町が実施している。

令和6年3月に策定した第5次特定鳥獣管理計画では、県内を6つに区分する管理ユニットを設定し、ユニット内の群れの分布や加害レベル、被害防除対策や生息環境管理の状況を考慮した対策を広域に検討し、計画的かつ効率的に総合的な対策を進めていくこととしている。

※管理ユニット

広域に分布し地域的に特性の異なるサルの群れの対策にあたり、計画的かつ効率的に管理を進めるため、市町の行政界を跨ぎ、隣接して生息する複数の群れを包含した管理単位を設定する。本県では、地方事務所の管轄を考慮し、県内を6つの管理ユニットに分割している。



(4) カワウ

カワウ第二種特定鳥獣管理計画では、従来の県内全体の生息数の調整を基本とする対応に加え、県内を3ブロック（北部・中部・南部）に分けた広域的な分布管理により、営巣地の拡大や分散の抑制を図っている。

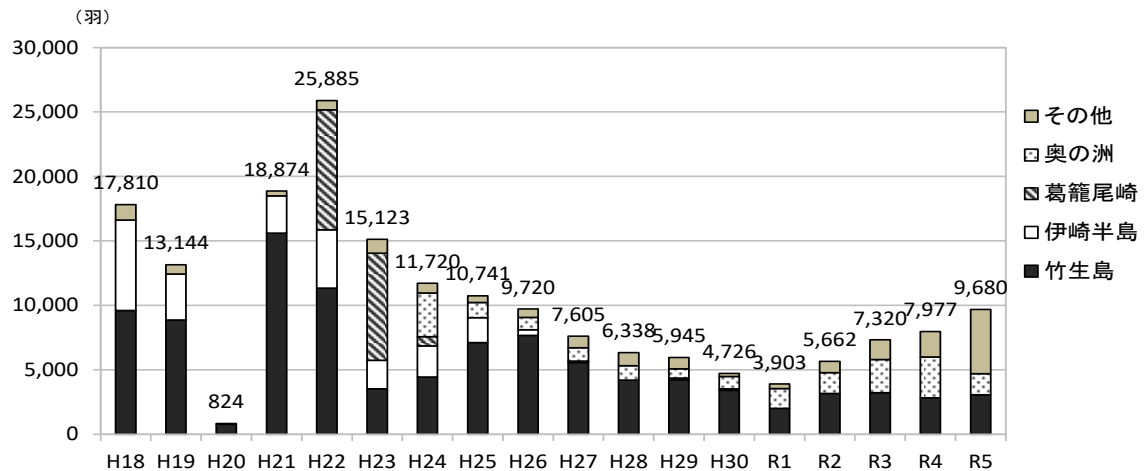
ねぐら・コロニー※の状況に応じた方針策定と対策実施により、県内生息数の管理を被害状況などに応じて順応的に対応することとしており、竹生島等での個体数調整を継続するとともに、住宅隣接地で銃器による調査捕獲を試行するなど、令和5年度の捕獲数は9,680羽となった。

カワウの春期（5月）生息数は、かつて3万羽を超えていたが、捕獲を進めた結果、令和2年ごろまでは7,000羽程度で推移していた。

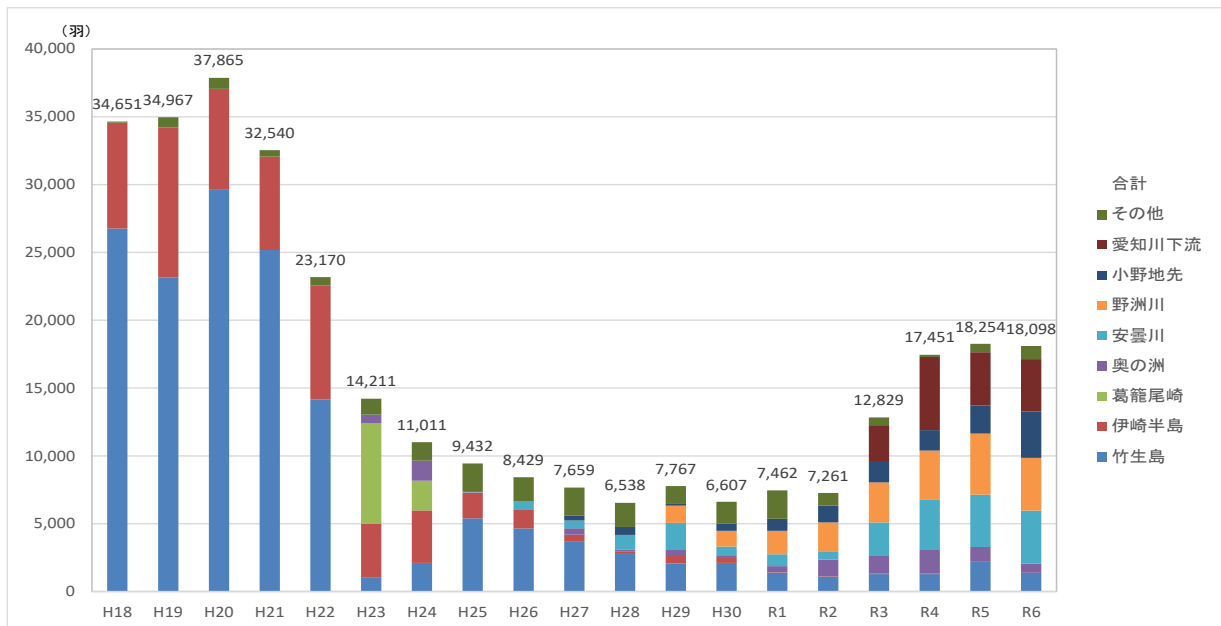
しかし、近年は、内陸部に新たなねぐら・コロニーが形成され、急速に生息数が増加しているコロニーがあるなど、カワウの生息区域が分散化するとともに、生息数が増加傾向にあり、令和6年春期には18,098羽となった。

※ねぐら：夜間にカワウが休息する場所 コロニー：繁殖を行う場所（集団営巣地）

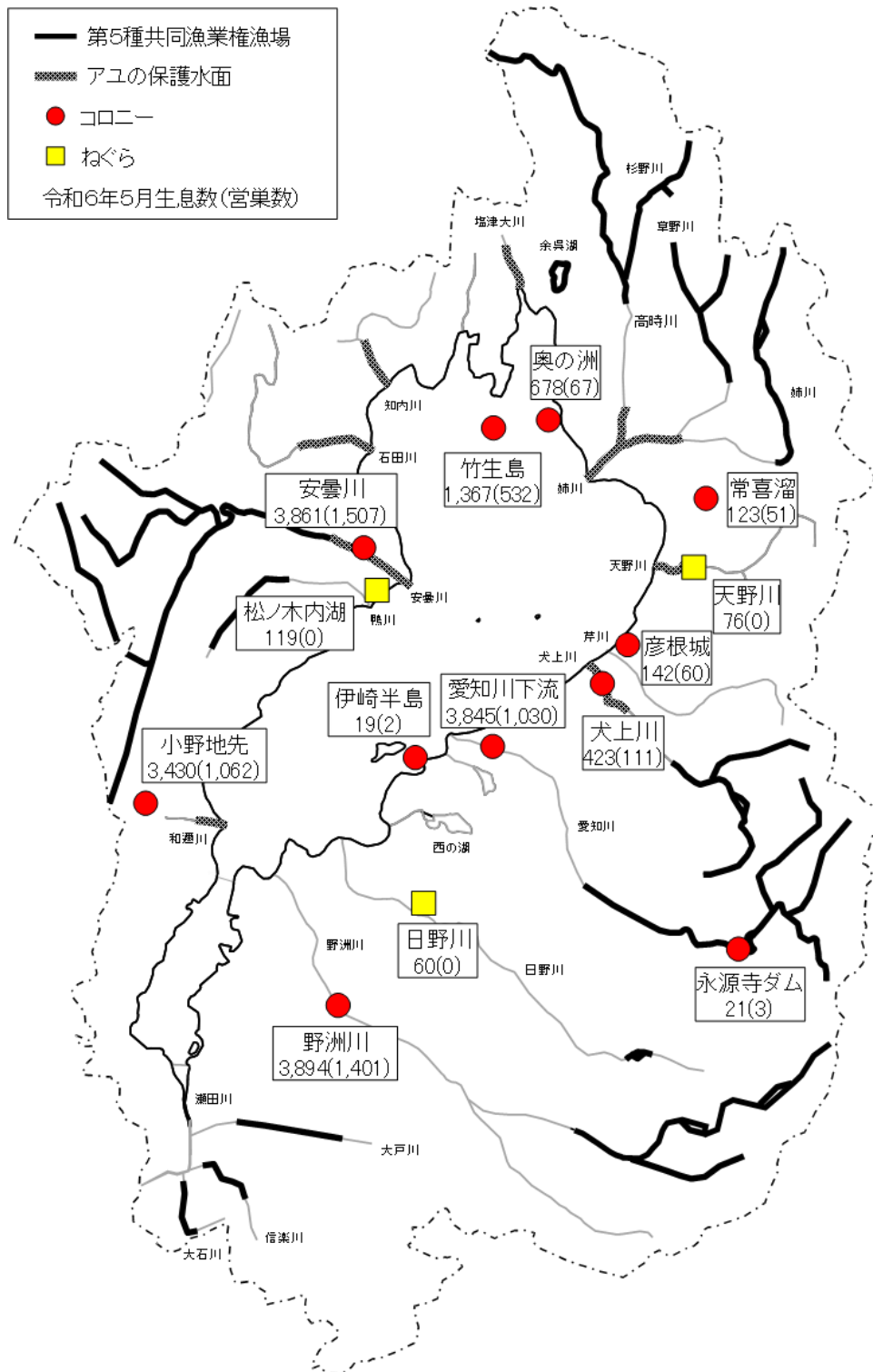
カワウ捕獲数の推移



春期（5月）カワウ生息数の推移



カワウ生息状況調査結果（令和6年5月）



(参 考)

1. 有害鳥獣による被害の概要

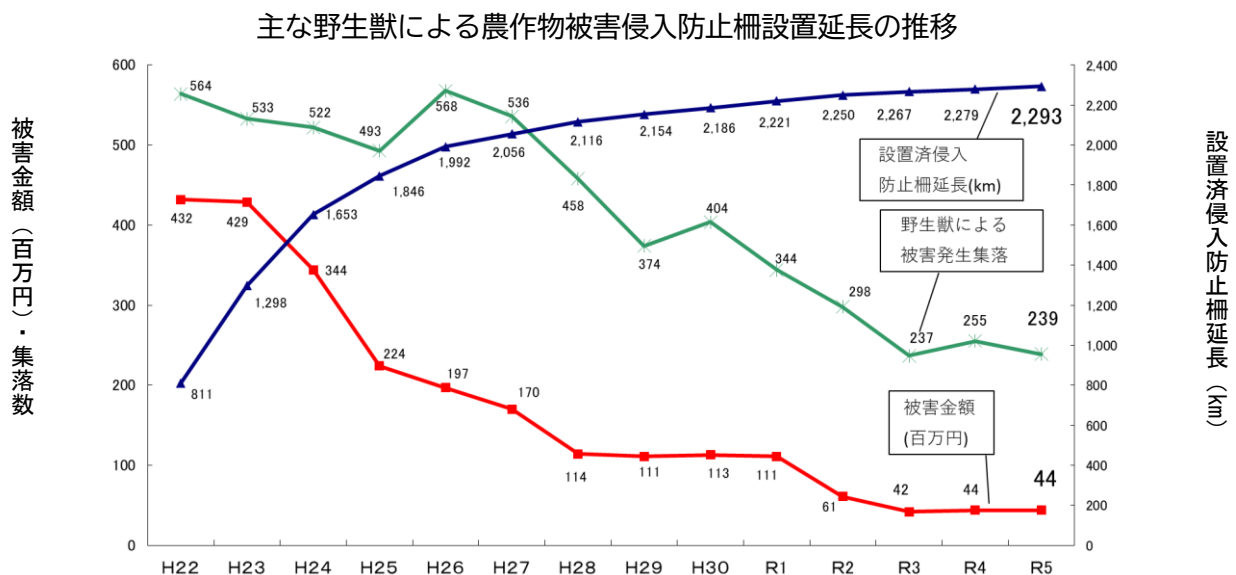
(1) 農作物被害 (みらいの農業振興課調べ)

主な野生獣(イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)による農作物被害金額は、侵入防止柵が令和5年度末で延長 2,293kmまで設置されたこと、集落ぐるみによる餌場価値の低減や追い払い対策の実践、野生獣の捕獲事業の強力な推進によって、平成22年度の約4億3,200万円をピークに減少し、令和5年度は約4,400万円であった(約1/10に減少)。

一方、人口減少等によりこれまでの防除体制を維持することが困難な集落の支援や、サル等中型獣被害に対する対策が引き続き必要であることから、今後も、侵入防止柵の設置や維持管理、捕獲による加害個体の排除等を推進し、被害の低減に努める。

滋賀県における主な野生獣による農作物被害状況の推移																
		(被害面積: ha 被害量: t 被害金額: 千円)														
種類	区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
イノシシ	被害面積	223	366	380	295	187	138	117	117	68	91	85	47	25	36	29
	被害量	673	830	966	720	462	558	454	381	317	419	337	163	107	114	115
	被害金額	144,919	164,178	200,522	157,143	92,625	99,361	84,749	67,856	67,632	75,725	69,213	31,982	19,521	20,379	21,660
	構成比	45.0%	37.4%	46.2%	45.3%	40.9%	49.7%	49.4%	58.4%	57.9%	64.1%	59.9%	45.4%	45.5%	44.8%	47.2%
ニホンザル	被害面積	95	153	103	82	60	40	37	31	27	26	19	15	13	19	12
	被害量	367	412	315	289	205	240	199	157	225	187	157	121	81	84	80
	被害金額	77,936	98,725	62,239	64,059	48,812	39,676	34,928	25,567	25,550	22,417	25,104	18,376	16,321	15,309	12,765
	構成比	24.2%	22.5%	14.3%	18.5%	21.5%	19.8%	20.4%	22.0%	21.9%	19.0%	21.7%	26.1%	38.0%	33.6%	27.8%
ニホンジカ	被害面積	231	528	593	272	178	115	84	30	21	21	23	32	9	21	25
	被害量	484	860	809	561	414	339	295	126	103	122	95	69	31	57	68
	被害金額	96,101	169,395	165,945	123,020	82,705	57,663	49,921	20,496	17,727	14,741	16,749	10,924	5,785	8,382	9,737
	構成比	29.8%	38.6%	38.2%	35.5%	36.5%	28.8%	29.1%	17.6%	15.2%	12.5%	14.5%	15.5%	13.5%	18.4%	21.2%
サル・イノシシ・シカ計	被害面積	550	1,047	1,076	648	425	294	239	177	117	138	128	93	47	77	67
	被害量	1,523	2,103	2,091	1,570	1,080	1,137	948	663	644	728	589	353	219	255	263
	被害金額	318,955	432,298	428,705	344,222	224,142	196,700	169,598	113,919	110,909	112,883	111,067	61,283	41,627	44,070	44,162
	構成比	99.0%	98.5%	98.8%	99.3%	98.9%	98.4%	98.9%	98.0%	95.0%	95.5%	96.1%	87.0%	97.0%	96.8%	96.2%
獣害計	被害面積	557	1,057	1,086	654	428	297	240	179	118	139	130	96	47	78	67
	被害量	1,541	2,129	2,113	1,580	1,090	1,153	956	672	687	756	624	385	223	261	270
	被害金額	322,110	438,973	434,101	346,531	226,616	199,898	171,535	116,265	116,734	118,179	115,537	70,473	42,918	45,514	45,915

※ その他 鳥類(カラス、スズメ、サギ等)による被害/R5 被害面積3ha、被害量31t、被害金額6,022千円



(2) 森林被害（森林政策課・森林保全課調べ）

森林における被害は、林業被害としてニホンジカ等による造林木の剥皮被害のほか、ニホンジカ等による造林苗木への食害がある。また、生態系被害としてニホンジカによる過度な食圧によって林床下層植生の衰退・消失が起こり、それに伴う土壌流出が懸念されている。

人工林における林業被害面積は、平成12年度から増加し、平成24年度には約280ヘクタールに達する状況となっていたが、近年、減少傾向にある。被害対策として、剥皮被害防止のため造林木へのテープ巻きを実施しているほか、新植造林地において、食害防護柵や食害防止チューブ等により苗木食害への防除を行っている。

下層植生の衰退状況については、平成29年度と比較して、令和4年度に県下の落葉広葉樹林において調査を行ったところ、湖北地域と湖東地域の高標高域で衰退度が改善する一方、湖東地域や湖南地域の都市部に近い森林において衰退度が悪化していたことから、引き続き、森林土壌の保全の観点からも注視していく。

○ 人工林における被害状況 ※滋賀県森林・林業統計要覧

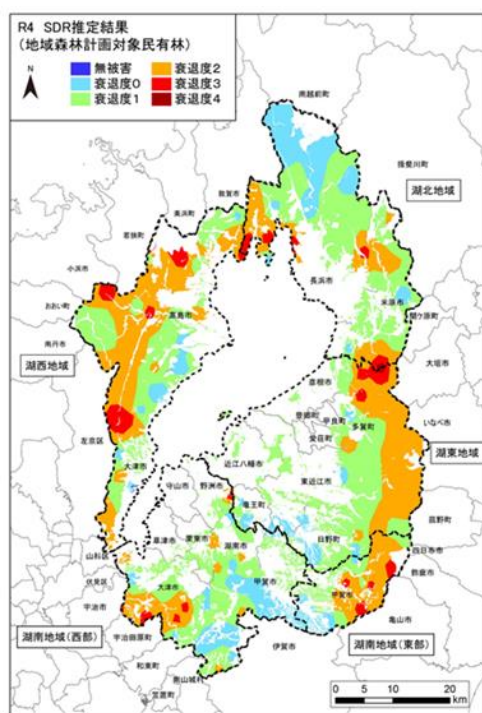
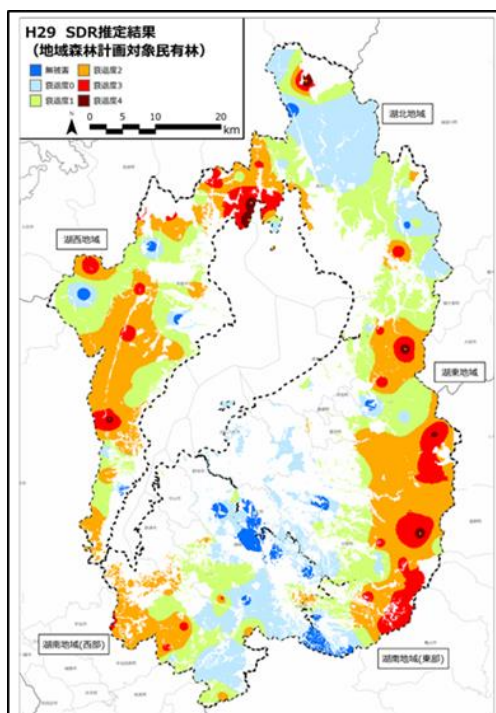
年度	テープ巻き 面積(ha)	忌避剤 面積(ha)	防護柵 面積(ha)	チューブ 面積(ha)
平成24年度	888.03	17.63	26.72	36.15
平成25年度	1577.99	4.18	46.65	60.89
平成26年度	1438.41	—	5.46	11.22
平成27年度	994.98	1.05	14.65	6.03
平成28年度	646.21	—	4.85	1.08
平成29年度	684.91	0.79	24.33	3.43
平成30年度	821.96	—	12.29	5.26
令和元年度	440.05	—	6.31	1.45
令和2年度	305.11	—	13.11	3.71
令和3年度	256.53	—	4.25	3.86
令和4年度	297.00	—	10.15	13.79
令和5年度	200.14	—	12.89	16.28

※森林病害虫等防除事業、造林事業、県営林事業、緊急雇用創出事業、治山事業による対策の合計値

○ 人工林における被害状況 ※滋賀県森林・林業統計要覧

年度	ニホンジカ 実損面積(ha)	イノシシ 実損面積(ha)	カワウ 実損面積(ha)	ツキノワグマ 実損面積(ha)
平成24年度	281.31	—	—	12.43
平成25年度	258.00	—	—	6.70
平成26年度	244.55	—	—	6.30
平成27年度	211.38	—	—	11.70
平成28年度	190.14	—	—	6.51
平成29年度	191.97	—	—	6.40
平成30年度	142.56	—	—	7.50
令和元年度	123.89	—	—	8.80
令和2年度	102.51	—	—	11.20
令和3年度	101.71	—	—	7.90
令和4年度	55.71	—	—	8.64
令和5年度	17.45	—	—	9.57

○広葉樹林における下層植生の衰退状況（平成29年度および令和4年度調査結果）



(3) 水産被害（水産課調べ）

カワウによる水産被害は、主にアユなどの魚類の食害である。琵琶湖周辺ではその大半のカワウが春の繁殖期から秋まで生息しており、カワウ1羽が1日に捕食する量と生息羽数から、年間で約1,350トンの魚類が捕食されていると推計される。（※令和4年の琵琶湖漁業全体の年間漁獲量は701トン【外来魚を除く】）

令和5年度に実施した県内の漁業協同組合へのアンケート調査では、内陸部の河川ではカワウによる被害が前年度より増加したと回答する組合が6組合あり、カワウが花火に慣れ、追い払い効果が薄れているとの声があがった。琵琶湖沿岸では7組合で被害が増加したと回答しており、エリやヤナ等での被害が多かった。

カワウは近年、主な営巣地であった竹生島、伊崎半島以外の内陸部の河川等に分散して増加しており、一部の地域では漁業被害が発生している。被害地での対策としては、特に河川漁場での防鳥糸張りや花火等による追い払いを支援することで被害の低減に努めているが、慣れによる効果の薄れが懸念されており、これ以上被害が増加しないよう、引き続き対策を進める。

(4) その他の被害（自然環境保全課調べ）

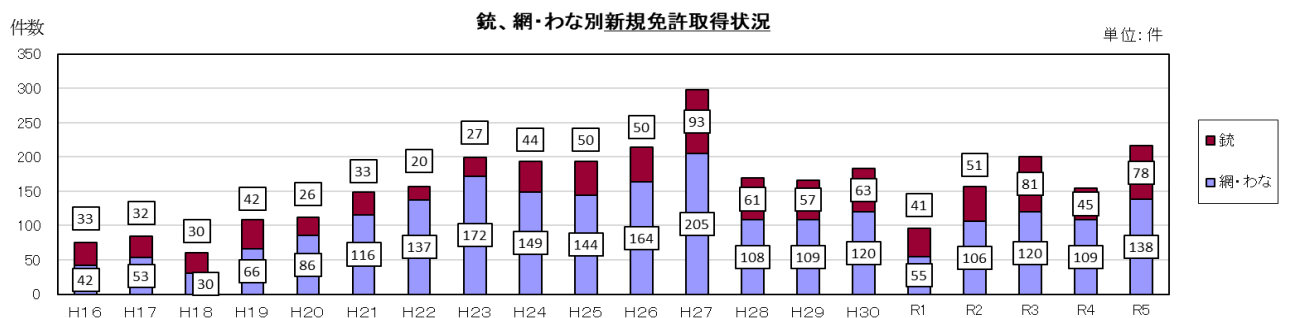
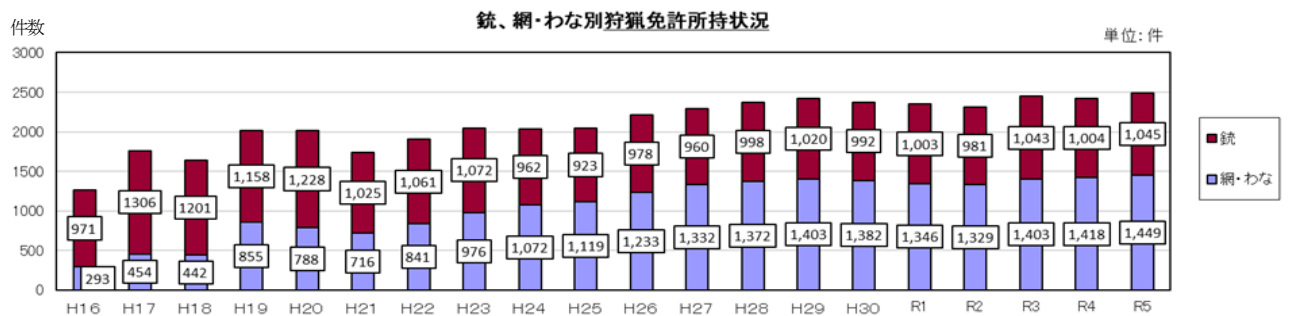
農林水産業や森林への被害以外にも、カワウ営巣に伴う糞等による植生被害や生活環境被害、ニホンザルの民家侵入などによる生活環境被害が発生しており、過去にはツキノワグマやイノシシによる人身被害も発生している。市町や警察等関係機関との連携の下、被害の低減に向けた鳥獣被害対策を推進している。

2. 狩猟者の状況

(1) 種類別狩猟免許所持状況 (H16～R5)

()内は新規取得件数

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
網・わな	293 (42)	454 (53)	442 (30)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
網	—	—	—	386 (3)	300 (1)	146 (5)	65 (6)	68 (3)	65 (8)	68 (9)	77 (10)	75 (6)	69 (2)	70 (8)	70 (5)	71 (3)	69 (9)	82 (7)	88 (4)	90 (10)
わな	—	—	—	469 (63)	488 (85)	570 (111)	776 (131)	908 (169)	1,007 (141)	1,051 (135)	1,156 (154)	1,257 (199)	1,303 (106)	1,333 (101)	1,312 (115)	1,275 (52)	1,260 (97)	1,321 (113)	1,330 (105)	1,359 (128)
銃(第一種)	936 (28)	1,263 (31)	1,176 (28)	1,132 (36)	1,186 (22)	999 (31)	1,029 (16)	1,043 (27)	935 (42)	898 (46)	952 (46)	934 (92)	976 (59)	995 (54)	966 (60)	975 (38)	957 (50)	1,013 (76)	974 (43)	1,011 (72)
銃(第二種)	35 (5)	43 (1)	25 (2)	26 (6)	42 (4)	26 (2)	32 (4)	29 (0)	27 (2)	25 (4)	26 (4)	26 (1)	22 (2)	25 (3)	26 (3)	28 (3)	24 (1)	30 (5)	30 (2)	34 (6)
計	1,264 (75)	1,760 (85)	1,643 (60)	2,013 (108)	2,016 (112)	1,741 (149)	1,902 (157)	2,048 (199)	2,034 (193)	2,042 (194)	2,211 (214)	2,292 (298)	2,370 (169)	2,423 (166)	2,374 (183)	2,349 (96)	2,310 (157)	2,446 (201)	2,422 (154)	2,494 (216)



(2) 年齢別狩猟免許所持状況(H16～R5)

